

# 令和8年度国民健康保険税の制度改正

## 1. 子ども・子育て支援金の創設【国制度】

子どもと子育て世帯を社会全体で支える新しい仕組みとして、新たに「子ども・子育て支援金分」が追加となります。市は、加入者の負担増とならないよう医療給付費分の税率を下げる改正を行いました。ただし、医療給付費分の課税限度額を超過した世帯については負担増となります。



詳細はこちら

## 2. 課税限度額の引き上げと設定

課税限度額	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援金分
《改正前》	66万円	26万円	17万円	—
《改正後》	<b>67万円</b>	26万円	17万円	<b>3万円</b>

## 3. 軽減措置の拡大

低所得世帯の保険税負担の軽減と物価上昇などの経済動向に対応するため、均等割と平等割の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の基準所得金額が見直され軽減の対象が拡大されました。

《改正前》		《改正後》	
軽減	基準所得金額	軽減	基準所得金額
7割	43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円以下	7割	43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円以下
5割	43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円 + <u>30.5万円</u> × (国保加入者数 + 旧国保加入者数) 円以下	5割	43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円 + <b>31万円</b> × (国保加入者数 + 旧国保加入者数) 円以下
2割	43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円 + <u>56万円</u> × (国保加入者数 + 旧国保加入者数) 円以下	2割	43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円 + <b>57万円</b> × (国保加入者数 + 旧国保加入者数) 円以下

※旧国保加入者…国保加入者が75歳を迎えるなど後期高齢者医療制度に移行した人

### ◆注意事項

- ①世帯主が国保に加入していない場合も、世帯主の所得は軽減判定の対象です
- ②前年所得の申告が済んでいないと、所得が確定しないため軽減を受けることができません  
無収入の人や遺族年金、障害年金のみの収入の人にも必ず申告をしてください
- ③所得更正や加入者の異動などがあった場合は、軽減判定の見直しを行うことがあります

問い合わせ 市税務課 市民税係 ☎27-8481

## 只越町から港町間の国道45号高架橋下などを夜間通行止めします

グリーンベルト（東部地区避難路）国道45号高架橋下陸間の点検、整備に伴い夜間通行止めを行います。ご理解とご協力をお願いします。

**夜間通行止め日時** 7月16日(木) 20時～24時



問い合わせ 市都市計画課 都市計画係 ☎27-8435

# 健康診査・肺がん(結核)検診を受けましょう

早期予防・早期発見・早期治療が健康寿命を延ばす秘訣です。この機会にぜひ受診しましょう。



## 健康診査

今年度から検査項目と料金が変わりましたので、次の表を確認の上、ご来場ください

検査項目	19～39歳	40～74歳	75歳以上 (65歳以上の後期高齢者医療制度加入者を含む)
<b>共通の健診</b>			
●問診（既往歴、喫煙歴など） ●身体計測（身長、体重、BMI） ●腹囲測定※ ※75歳以上の人はまたは65歳以上の後期高齢者医療制度加入者には実施しません	無料	無料	無料
●血圧測定 ●血液検査（脂質、肝機能、血糖、貧血検査） ●尿検査（糖、蛋白、推定塩分摂取量）			
<b>その他の健診</b>			
血液検査（血清クレアチニン）	374円	無料	無料
血液検査（白血球数、総コレステロール、アルブミン、尿酸、尿素窒素）	1,012円	1,012円	1,012円
心電図検査	3,300円	★3,300円	★3,300円
眼底検査	2,200円	★2,200円	★2,200円

★：医師が必要と認めた場合は無料で実施します

### 対象

- ・国民健康保険加入者
- ・後期高齢者医療制度加入者
- ・40歳以上の生活保護受給者

### 受診票

対象となる人には、6月下旬から順次、オレンジ色の封筒で受診票を発送しています。

### 日時・会場

健診の日時・会場は受診票に記載しています。（7月21日(火)から始まります）



詳細はこちら



## 肺がん(結核)検診

健康診査と同じ日時に受診できます。受診には事前申請が必要です。

**対象** 40歳以上(令和9年3月31日時点)の人 **費用** 1,000円

※70歳以上(令和9年3月31日時点)の人、生活保護受給者、令和7年度市民税非課税世帯のいずれかに該当する人は無料

## 各種がん検診の追加申込

事前申請していない人は、検診日の7日前まで申し込みできます。市健康保険課へ電話または二次元コードから申し込みください。（骨粗しょう症検診は電話予約のみ）



追加申込

問い合わせ 市健康保険課 健康推進係 ☎22-0179

## 8月1日(土)から釜石大町駐車場の利用方法が変わります

### 【主な変更点】

- ① **カメラ式認証システム**  
認証式カメラにより車両写真とナンバーを撮影することで、駐車券なしで入庫ができます。
- ② **事前精算機にて精算（出庫手続き）**  
車両ナンバーを入力、車両写真を選択して精算手続きができます。現金精算のほか主要なキャッシュレス決済が可能です。
- ③ **定期利用の申込方法**  
定期利用は、郵送またはWEBフォームからの申し込みとなります。詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

※7月27日(月)～31日(金)までシステム入替工事を予定しています。駐車場の利用は可能です



問い合わせ ・定期利用申込 タイムズコンタクトセンター ☎0120-02-8924 (受付時間9時～17時(土日祝日を除く))  
・管理運営 釜石まちづくり(株) ☎22-3607、市都市計画課 ☎27-8435